省　令

○財務省令第五十六号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八号）第二十一条の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日　財務大臣　麻生　太郎

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号様式の表中「社債発行額」を「金融商社債」に、「繰延税金資産」を「前繰」に、「払年金費用延税金資産」を「リース債務」に、「金融商品等受入担保金リース債務」を「に改める。

別表第二第一号様式の表中「繰延税金資産」を「前払繰延年金費用税金資産」に改める。

別表第三第一号様式の表中「繰延税金資産」を「退職給繰延付に係る資産税金資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額その他の包括利益累計額合計」に改め、同表記載上の注意2(2)⑤を次のように改める。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

別表第三第2号様式の(2)連結包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別表第三第2号様式の(3)連結損益及び包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別表第三第3号様式の表中「その他の包括利益累計額合計」を

退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	×××
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
その他の包括利益累計額合計	

に改める。

別表第四第1号様式の表中「繰延税金資産」を「退職給繰延付に係る資産税金資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額その他の包括利益累計額合計」に改め、同表記載上の注意2(2)⑤を次のように改める。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

別表第四第2号様式の(2)中間連結包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別表第四第2号様式の(3)中間連結損益及び包括利益計算書の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額持分法適用会社に対する持分相当額」に改める。

別表第四第3号様式の表中「その他の包括利益累計額合計」を

退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	×××
当中間期変動額合計	×××
当中間期末残高	×××
その他の包括利益累計額合計	

に改める。